

介護職員処遇改善加算 I	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の13.7%が加わります
特定介護職員等処遇改善加算 (II)	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の4.2%が加わります

その他の個別に要件を満たした場合の加算

■初回加算

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	3割負担
200単位/月	¥2,084	¥209	¥417	¥626

* 新規利用及び暦月でまる2ヶ月間サービスを中止し、再開した場合
 * 新規に訪問介護計画書を作成した場合、加算されます。
 * 初回訪問日の月内にサービス提供責任者がサービス提供又は同行した場合に加算されます。

■緊急時訪問介護加算

単位数	費用合計	1割負担	2割負担	3割負担
100単位/月	¥1,042	¥105	¥209	¥313

居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心）を、利用者または家族の方から要請を受け、24時間以内にサービス提供を行った場合
 * 緊急時訪問の要請を受けた時は、居宅介護支援専門員と連携を図り、必要と判断した場合のみ加算されます。

<介護保険給付対象利用料についての留意事項>

- (1) 介護保険給付適用の場合においても、介護保険料延滞等により、保険給付金が直接事業者者に支払われない場合があります。その場合においては、いったん介護保険適用外（全額10割請求）料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、区役所の窓口へ提出いただきますと差額の差し戻しを受けることができます。
- (2) 介護保険料延滞等により保険給付制限にて負担割合が加算される場合があります。給付制限に準じた負担割合での利用料を頂くことになります。
- (3) 介護保険負担割合証には有効期間（1年間）があり、更新時に負担割合が変動する場合があります。
 介護保険負担割合証の更新時の際には必ず事業所までご提示ください。通常、毎年8月1日が更新時期となります。

■キャンセル規定

ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日にご連絡いただいた場合	当該特定事業所加算込み基本料金の10%

＜ファミリーケアたかの 訪問介護 利用料金表＞

2021年4月1日 改正

介護保険給付適用サービスをご利用される場合は、＜訪問介護料金表＞の1割・2割・3割となります。負担割合は、介護保険負担割合証に記載されている割合に準じます。（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

基本料金

*各種加算を含まない基本報酬 *表示利用金額は地域区分加算（1級地）の1単位あたり10.42円を乗じた金額となります。

(1) 身体介護

内 容	単位数/回	総費用額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	167 単位	¥1,740	¥174	¥348	¥522
20分以上30分未満	250 単位	¥2,605	¥261	¥521	¥782
30分以上1時間未満	396 単位	¥4,126	¥413	¥826	¥1,238
1時間以上1時間半未満	579 単位	¥6,033	¥604	¥1,207	¥1,810
以降30分増すごとに	+84 単位	¥875	¥88	¥175	¥263

(2) 生活援助

内 容	単位数/回	総費用額	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	183 単位	¥1,906	¥191	¥382	¥572
45分以上	225 単位	¥2,344	¥235	¥469	¥704

(3) 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

内 容	単位数/回	総費用額	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	+67 単位	¥698	¥70	¥140	¥210
45分以上70分未満	+134 単位	¥1,396	¥140	¥280	¥419
70分以上	+201 単位	¥2,094	¥210	¥419	¥629

*上表の料金設定となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

■早朝・夜間・深夜加算

	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時間帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時
加 算	25%加算	加算なし	25%加算	50%加算

■その他算定・減算

- (1) 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められた場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合は、基本利用料の2倍の料金となります。
- (2) サービス提供責任者配置減算に該当する場合 上記単位数の30%減算
- (3) 訪問介護同一建物減算
以下①か③に該当する場合、上記単位数の10%減算。②に該当する場合、上記単位数の15%減算
① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②の場合に該当する場合は除く）に対して、サービスを提供した場合
② ①に居住する者に対して、1月あたり50人以上にサービスを提供した場合
③ ①以外に所在する同一建物に居住する者に対して、1月あたり20人以上にサービスを提供した場合

特定事業所加算（Ⅰ）	前記の訪問介護基本単位数に20%を加算いたします。
------------	---------------------------

①体制要件（特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）共通要件）

*事業所の全ての訪問介護員等に対して個別研修計画及び研修（外部研修の受講を含む。）実施。

*サービス提供責任者が、訪問介護員等に対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、利用者に関する情報等の伝達を行うとともにサービス終了後に訪問介護員等から適宜報告を受けていること。

*すべての訪問介護員等の健康診断等を定期的実施。

*緊急時における対応方法を明示（重要事項説明書に記載）。

②人材要件（特定事業所加算（Ⅱ）要件）*

(1) 事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の割合が30%以上。

(2) サービス提供責任者の全てが3年以上の経験を有する介護福祉士。

(3) *サービス提供責任者1名以上の配置を要する場合は常勤サービス提供責任者を2名以上配置。

上記の(1)か(2)のいずれかに適合していること。*特定事業所加算（Ⅰ）は(1)(2)(3)全てに適合。

③重度要介護者等対応要件（特定事業所加算（Ⅲ）要件）

前年度または算定日が属する前3月における事業所の訪問介護サービスの利用者の総数のうち要介護4又は5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上・たん吸引等の利用者の総数が20%以上であること。

◇特定事業所加算（Ⅰ） ①体制要件・②人材要件・③重度要介護者等対応要件 すべてに適合

前記の訪問介護基本単位数に20%を加算いたします。

◇特定事業所加算（Ⅱ） ①体制要件・②人材要件 に適合

前記の訪問介護基本単位数に10%を加算いたします。

◇特定事業所加算（Ⅲ） ①体制要件・③重度要介護者等対応要件 に適合

前記の訪問介護基本単位数に10%を加算いたします。